

■第6回 三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会をWEB開催

県、市町村等の関係機関が実施する令和2年度に実施した取り組みのフォローアップ及び令和3年度に実施する予定の取り組みを情報共有した。

現方針の取り組み期間が令和3年度までであったことから、令和4年度から8年度まで(5か年)の新たな取り組みを年度内に策定することを決めた。

第1回三八・上北圏域流域治水協議会を同時開催した。

開催概要

■開催日：令和3年6月2日(水)10:30～11:40

■会議方式：WEB会議形式

■出席者

八戸市、十和田市、五戸町、階上町、新郷村、

六戸町、六ヶ所村、おいらせ町

青森地方気象台

青森県(県土整備部、危機管理局、三八地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部)

<アドバイザー>

国土交通省 東北地方整備局

(青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所)

■議事

- 各機関における取り組みのフォローアップ(R2実施、R3予定)について
- 来年度以降の取り組みについて

○その他(情報提供)

- 顕著な大雨に関する情報について等(青森地方気象台)
- 水防法改正案について(青森県河川砂防課)

■第1回三八・上北圏域流域治水協議会(同時開催)

- 近年の降雨量の増大に伴う水害の激甚化や頻発化が予測されている中、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策(「流域治水」)を推進するため、流域治水協議会を設置。
- 今後も減災対策協議会と同時開催予定。



R3.6.2協議会の開催状況